

令和6年3月定例会 教育長報告

◆ 3月の主な活動

- 7日・13日 教育委員会臨時会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 18日 清沢小学校閉校式、水見色小学校閉校式〔教育長〕
- 22日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 22日・28日 黄色い横断バグ贈呈式（清水庁舎・静岡庁舎）〔教育長〕
- 26日 第2回総合教育会議〔教育長・委員〕

◆ 4月の主な予定

- 3日 交通安全グッズ 贈呈式（清水庁舎）〔教育長〕
- 10日 令和6年度市町教育委員会教育長会（静岡県庁）〔教育長〕
- 15日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 22日 静岡県都市教育長協議会総会（沼津市内）〔教育長〕
- 24日 教育委員会臨時会（清水庁舎）〔教育長・委員〕

議案第42号

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和5年度中に浜石野外センターが廃止となること、また、静岡市適応指導教室が静岡市教育支援センターへ名称変更することに伴い、所要の改正を行うものである。

静岡市教育委員会規則第 号

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

15 浜石野外センターに関すること。	子ども未来局長、子ども未来局次長及び 青少年育成課の職員	を
16 青少年研修センターに関すること。		
17 児童・生徒の教育相談に関すること。		
18 適応指導教室の管理に関すること。		
19 スポーツ施設の利用許可に関すること。	区長、副区長及び地域総務課の職員	
20 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関すること。	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支所、長田支所及び蒲原支所の職員	
21 1から20までに掲げる事務に係る専用公印の管理に関すること。	総務局長、総務局次長及び総務課の職員	

15 青少年研修センターに関すること。	子ども未来局長、子ども未来局次長及び 青少年育成課の職員
16 児童・生徒の教育相談に関すること。	
17 教育支援センターの管理に関すること。	

18 スポーツ施設の利用許可に関する こと。	区長、副区長及び地域総務課の職員
19 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学 すべき学校の指定に関すること。	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支 所、長田支所及び蒲原支所の職員
20 1 から19までに掲げる事務に係る専 用公印の管理に関すること。	総務局長、総務局次長及び総務課の職員

に

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第17号）新旧対照表

現行	改正後（案）
【第1条～第3条】（略）	【第1条～第3条】（略） <u>附 則</u> <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する</u>

【別記1】

現行

事務の名称	補助執行職員
1 家庭教育学級、高齢者学級及び女性学級の実施に関する事	市民局長、市民局次長及び生涯学習推進課の職員
2 文化財に関する事。	
3 文化財保護審議会に関する事。	
4 登呂博物館に関する事。	
5 登呂博物館協議会に関する事。	
6 史跡小島陣屋跡整備委員会及び史跡片山廃寺跡整備委員会に関する事。	
7 芹沢銈介美術館に関する事。	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及び文化振興課の職員
8 芹沢銈介美術館協議会に関する事。	
9 スポーツ及びレクリエーションに関する事。	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及びスポーツ振興課の職員
10 スポーツ施設の管理（19に掲げるものを除く。）に関する事。	
11 学校体育施設等の利用に関する事。	
12 特別支援教育センター体育施設の利用に関する事。	
13 スポーツ推進委員に関する事。	
14 スポーツ推進審議会に関する事。	
15 浜石野外センターに関する事。	子ども未来局長、子ども未来局次長及び青少年育成課の職員

16 青少年研修センターに關すること。	
17 児童・生徒の教育相談に關すること。	
18 適応指導教室の管理に關すること。	
19 スポーツ施設の利用許可に關すること。	区長、副区長及び地域総務課の職員
20 住民異動に伴う学齡児童生徒の就学すべき学校の指定に關すること。	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支所、長田支所及び蒲原支所の職員
21 1から20までに掲げる事務に係る専用公印の管理に關すること。	総務局長、総務局次長及び総務課の職員

改正後（案）

事務の名称	補助執行職員
1 家庭教育学級、高齢者学級及び女性学級の実施に關すること。	市民局長、市民局次長及び生涯学習推進課の職員
2 文化財に關すること。	
3 文化財保護審議会に關すること。	
4 登呂博物館に關すること。	
5 登呂博物館協議会に關すること。	
6 史跡小島陣屋跡整備委員会及び史跡片山廃寺跡整備委員会に關すること。	
7 芹沢銈介美術館に關すること。	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及び文化振興課の職員
8 芹沢銈介美術館協議会に關すること。	
9 スポーツ及びレクリエーションに關すること。	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及びスポーツ振興課の職員
10 スポーツ施設の管理（19に掲げるものを除く。）に關すること。	

11	学校体育施設等の利用に関すること。	
12	特別支援教育センター体育施設の利用に関すること。	
13	スポーツ推進委員に関すること。	
14	スポーツ推進審議会に関すること。	
		子ども未来局長、子ども未来局次長及び青少年育成課の職員
15	青少年研修センターに関すること。	
16	児童・生徒の教育相談に関すること。	
17	教育支援センター の管理に関すること。	
18	スポーツ施設の利用許可に関すること。	区長、副区長及び地域総務課の職員
19	住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関すること。	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支所、長田支所及び蒲原支所の職員
20	1 から19までに掲げる事務に係る専用公印の管理に関すること。	総務局長、総務局次長及び総務課の職員

議案第43号

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正しようとする規則を次のように定める。

令和6年3月22日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和5年度中に浜石野外センターが廃止となること、また、静岡市適応指導教室が静岡市教育支援センターへ名称変更することに伴い、所要の改正を行うものである。

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則（平成17年静岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条教育総務課の所掌事務（27）中「、浜石野外センター」を削る。

第3条児童生徒支援課の所掌事務（5）中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則（平成17年静岡市教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
【第1条、第2条】（略） （課の所掌事務） 第3条 前条第2項に規定する各課の所掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課 （1）～（26）（略） （27）自然の家、<u>浜石野外センター</u>及び青少年研修センターに関する こと。 （28）～（34）（略） 教職員課（略） 教育施設課（略） 学校教育課（略） 児童生徒支援課 （1）～（4）（略） （5）<u>適応指導教室</u>に関すること。 （6）～（12）（略） 学校給食課（略） 【第4条～第12条】（略）	【第1条、第2条】（略） （課の所掌事務） 第3条 前条第2項に規定する各課の所掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課 （1）～（26）（略） （27）自然の家_____及び青少年研修センターに関する こと。 （28）～（34）（略） 教職員課（略） 教育施設課（略） 学校教育課（略） 児童生徒支援課 （1）～（4）（略） （5）<u>教育支援センター</u>に関すること。 （6）～（12）（略） 学校給食課（略） 【第4条～第12条】（略） <u>附 則</u> <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する</u>

静岡市立学校に勤務する教育職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正 について

静岡市立学校に勤務する教育職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月22日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 静岡市立高等学校における土曜授業の廃止に伴い、静岡市立学校に勤務する教育職員の勤務時間等の特例に関する規程のうち、職員の週休日を定める規定について所要の改正をするものである。

審査議案	第 号	静岡市例規集 3 巻6005頁
------	----------------	-----------------

例規概要説明書（教育局教育総務課）

1 例規の名称	静岡市立学校に勤務する教育職員の勤務時間等の特例に関する規程
2 制定改廃の別 (該当を選択)	☐ 制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止
3 制定改廃の理由	静岡市立高等学校において、平成27年度から、多様な学習形態及び体験活動の充実並びに地域、保護者等にかかれた学校づくりの推進等の研究のため、土曜授業研究事業を実施してきたが、働き方改革の一環等によりこれを見直し、土曜日の授業を実施しないこととしたため、職員の週休日について所要の改正を行う。
4 施行期日	令和6年4月1日
5 制定改廃の概要	・教育職員の週休日は通常「4週間を通じ8日」であるが（第5条第1項）、静岡市立高等学校においては土曜授業研究事業を実施するため、週休日を「4週間を通じ7日以上」とし、「日曜日」と「4週間当たり3以上の土曜日」としていた第5条第2項及び第3項の規定を削除する。
6 法的な検討事項	なし
7 関係する法令・条例等	なし
8 予算措置等 特記事項	なし

静岡市教育委員会訓令第1号

各市立学校

静岡市立学校に勤務する教育職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成29年静岡市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会
教育長

第5条第2項及び第3項を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市立学校に勤務する教育職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正（新旧対照表）

改正前	改正後
○静岡市立学校に勤務する教育職員の勤務時間等の特例に関する規程 平成29年3月31日 教育委員会訓令第6号 (週休日) 第5条 第3条第1項の規定に基づき変形労働時間制による割振りを行う場合の教育職員の週休日は、4週間を通じ8日とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、静岡市立高等学校に勤務する教育職員の週休日は、毎年度校長が定める期間においては、4週間を通じ7日以上とする。</u> <u>3 前項に規定する期間における週休日は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 日曜日</u> <u>(2) 4週間当たり、あらかじめ校長が職員ごとに指定する3以上の土曜日</u>	○静岡市立学校に勤務する教育職員の勤務時間等の特例に関する規程 平成29年3月31日 教育委員会訓令第6号 (週休日) 第5条 第3条第1項の規定に基づき変形労働時間制による割振りを行う場合の教育職員の週休日は、4週間を通じ8日とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市立学校に勤務する事務職員、技術職員及び嘱託の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について

静岡市立学校に勤務する事務職員、技術職員及び嘱託の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月22日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 静岡市立高等学校における土曜授業の廃止に伴い、静岡市立学校に勤務する事務職員、技術職員及び嘱託の勤務時間等の特例に関する規程のうち、職員の週休日を定める規定について所要の改正をするものである。

審査議案	第 号	静岡市例規集 3 巻6007頁
------	----------------	-----------------

例規概要説明書（教育局教育総務課）

1 例規の名称	静岡市立学校に勤務する事務職員、技術職員及び嘱託の勤務時間等の特例に関する規程
2 制定改廃の別 (該当を選択)	☐ 制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止
3 制定改廃の理由	静岡市立高等学校において、平成27年度から、多様な学習形態及び体験活動の充実並びに地域、保護者等にかかれた学校づくりの推進等の研究のため、土曜授業研究事業を実施してきたが、働き方改革の一環等によりこれを見直し、土曜日の授業を実施しないこととしたため、職員の週休日について所要の改正を行う。
4 施行期日	令和6年4月1日
5 制定改廃の概要	・静岡市立高等学校において、土曜授業研究事業を実施するため、週休日を「4週間を通じ7日以上」とし、「日曜日」と「4週間当たり3以上の土曜日」としていた第3条の規定を削る。(第3条関係) ・条ズレが発生するため、所要の改正を行う。(第4条及び第5条関係)
6 法的な検討事項	なし
7 関係する法令・条例等	なし
8 予算措置等 特記事項	なし

静岡市教育委員会訓令第2号

各市立学校

静岡市立学校に勤務する事務職員、技術職員及び嘱託の勤務時間等の特例に関する規程（平成29年静岡市教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会
教育長

第3条を削る。

第4条中「第2条」を「前条」とし、同条を第3条とする。

第5条中「第4条」を「前条」とし、同条を第4条とする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市立学校に勤務する事務職員、技術職員及び嘱託の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正
(新旧対照表)

改正前	改正後
○静岡市立学校に勤務する事務職員、技術職員 及び嘱託の勤務時間等の特例に関する規程 平成29年3月31日 教育委員会訓令第7号 <u>(静岡市立高等学校における週休日)</u> <u>第3条 静岡市立高等学校に勤務する職員の週 休日は、毎年度校長が定める期間においては、 4週間を通じ7日以上とする。</u> <u>2 前項に規定する期間における週休日は、次 のとおりとする。</u> <u>(1) 日曜日</u> <u>(2) 4週間当たり、あらかじめ校長が職員ごと に指定する3以上の土曜日</u> (割振りの変更) <u>第4条</u> 校長は、業務の都合により特に必要が あると認めるときは、<u>第2条</u>の規定により定め た勤務時間等の割振りを変更することができ る。この場合において、校長は、職員に対し 速やかにその旨を通知しなければならない。 (教育委員会への届出) <u>第5条</u> 校長は、第2条の規定により勤務時間 等の割振りを実施した場合又は第4条の規定 により勤務時間等の割振りの変更をした場合 は、速やかに静岡市教育委員会に届け出なけ ればならない。	○静岡市立学校に勤務する事務職員、技術職員 及び嘱託の勤務時間等の特例に関する規程 平成29年3月31日 教育委員会訓令第7号 (割振りの変更) <u>第3条</u> 校長は、業務の都合により特に必要が あると認めるときは、<u>前条</u>の規定により定め た勤務時間等の割振りを変更することができ る。この場合において、校長は、職員に対し速 やかにその旨を通知しなければならない。 (教育委員会への届出) <u>第4条</u> 校長は、第2条の規定により勤務時間 等の割振りを実施した場合又は<u>前条</u>の規定に より勤務時間等の割振りの変更をした場合 は、速やかに静岡市教育委員会に届け出なけ ればならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

議案第46号

**静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部改正
について**

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則を
次のように定める。

令和6年3月22日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 静岡市立学校設置条例の一部改正（令和5年静岡市条例第57号）により統廃合される小学校のうち、へき地手当及びへき地に準ずる手当の支給対象となっている小学校に関する規定について、所要の改正を行う。

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則（平成29年静岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（へき地学校等の指定）

第2条 条例第8条第1項の規定により教育委員会規則で定めるへき地学校等は、別表に掲げるとおりとする。

第3条第1項中「へき地学校に」を「へき地教育振興法（昭和29年法律第143号。以下「法」という。）第5条の2第1項に規定するへき地学校（以下「へき地学校」という。）に」に、「別表第1に掲げるへき地学校」を「別表に掲げる種別」に改め、同条第2項中「へき地学校に準ずる学校」を「法第5条の2第1項に規定するへき地学校に準ずる学校及び共同調理場（以下「へき地学校に準ずる学校」という。）」に改める。

第4条第1項第1号中「第2条第2項」を「条例第9条第1項」に改める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

へき地学校

種別	名称	位置	級別区分
小学校	静岡市立梅ヶ島小学校	静岡市葵区梅ヶ島1309番地の1	3級
	静岡市立井川小学校	静岡市葵区井川1561番地の3	
	静岡市立大河内小学校	静岡市葵区平野1850番地の3	1級
	静岡市立玉川小学校	静岡市葵区落合103番地の3	

	静岡市立大川小学校 静岡市立清水穴原小学校	静岡市葵区日向853番地 静岡市清水区穴原919番地	
中学校	静岡市立梅ヶ島中学校	静岡市葵区梅ヶ島1309番地の1	3級
	静岡市立井川中学校	静岡市葵区井川1561番地の3	
	静岡市立大河内中学校	静岡市葵区平野1850番地の66	1級
	静岡市立玉川中学校	静岡市葵区落合103番地の3	
	静岡市立大川中学校	静岡市葵区日向876番地	
共同調理場	静岡市立井川学校給食センター	静岡市葵区井川1113番地の2	3級

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

審査議案	第 号	静岡市例規集 第 3 巻 6117頁
------	-----	--------------------

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 例規の名称	静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則
2 制定改廃の別 (該当を選択)	☐ 制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止
3 制定改廃の理由	静岡市立学校設置条例の一部改正（令和 5 年静岡市条例第57号）により統廃合される小学校のうち、へき地手当及びへき地に準ずる手当の支給対象となっている小学校に関する規定について、所要の改正を行う。
4 施行期日	令和 6 年 4 月 1 日
5 制定改廃の概要	・へき地学校に準ずる学校の規定を改める。(第 2 条、第 3 条関係) ・令和 4 年教育委員会規則第 6 号の改正の際に削除した第 2 条第 2 項に関する文言を改正していなかったことから、規定を改める。(第 4 条関係) ・水見色小学校及び清沢小学校の表記を削る。(別表第 1、別表第 2 関係)
6 法的な検討事項	
7 関係する法令・条例等	・静岡市立学校設置条例
8 予算措置等 特記事項	

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則（平成29年静岡市教育委員会規則第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則 平成29年3月27日 教育委員会規則第6号 <u>（へき地学校等の指定）</u> 第2条 <u>条例第8条第1項の規定により教育委員会規則で定めるへき地学校等は、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号。以下「法」という。）第5条の2第1項に規定するへき地学校（以下「へき地学校」という。）にあつては別表第1に、同項に規定するへき地学校に準ずる学校及び共同調理場（以下「へき地学校に準ずる学校」という。）にあつては別表第2に掲げるとおりとする。</u> （へき地手当の支給額） 第3条 <u>へき地学校に勤務する職員に支給するへき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる級別区分（別表第1に掲げるへき地学校の区分に応じ同表の級別区分欄に定める級別区分をいう。）に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u>	静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則 平成29年3月27日 教育委員会規則第6号 <u>（へき地学校等の指定）</u> 第2条 <u>条例第8条第1項の規定により教育委員会規則で定めるへき地学校等は、別表に掲げるとおりとする。</u> （へき地手当の支給額） 第3条 <u>へき地教育振興法（昭和29年法律第143号。以下「法」という。）第5条の2第1項に規定するへき地学校（以下「へき地学校」という。）に勤務する職員に支給するへき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる級別区分（別表に掲げる種別の区分に応じ同表の級別区分欄に定める級別区分をいう。）に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u>

(1) ～ (3) (略)

- 2 へき地学校に準ずる学校に勤務する職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額合計額に100分の4を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(へき地手当に準ずる手当)

第4条 条例第9条第1項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給は、職員が学校若しくは共同調理場を異にする異動又は学校若しくは共同調理場の移転（以下「異動等」という。）に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年（当該異動等の日から起算して3年を経過する日までにその有する技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き異動等の直後の学校又は共同調理場に勤務させることが必要であると教育委員会が認めた職員にあっては6年）に達する日をもって終わるものとする。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わるものとする。

(1) 職員がへき地学校、へき地学校に準ずる学校及び第2条第2項に規定する特別指定学校等（以下「へき地等学校」という。）以外の学校若しくは共同調理場に異動した場合又は職員の勤務する学校若しくは共同調理場が移転のためへき地等学校に該当しないこととなった場合 当該異動又は移転の日の前日

(1) ～ (3) (略)

- 2 法第5条の2第1項に規定するへき地学校に準ずる学校及び共同調理場（以下「へき地学校に準ずる学校」という。）に勤務する職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額合計額に100分の4を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(へき地手当に準ずる手当)

第4条 条例第9条第1項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給は、職員が学校若しくは共同調理場を異にする異動又は学校若しくは共同調理場の移転（以下「異動等」という。）に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年（当該異動等の日から起算して3年を経過する日までにその有する技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き異動等の直後の学校又は共同調理場に勤務させることが必要であると教育委員会が認めた職員にあっては6年）に達する日をもって終わるものとする。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わるものとする。

(1) 職員がへき地学校、へき地学校に準ずる学校及び条例第9条第1項に規定する特別指定学校等（以下「へき地等学校」という。）以外の学校若しくは共同調理場に異動した場合又は職員の勤務する学校若しくは共同調理場が移転のためへき地等学校に該当しないこととなった場合 当該異動又は移転の日の前日

(2) (略) 2 (略) <u>別表第1 (第2条関係)</u> 【別記1 参照】 <u>別表第2 (第2条関係)</u> 【別記2 参照】	(2) (略) 2 (略) <u>別表 (第2条、第3条関係)</u> 【別記1 参照】 【別記2 参照】
---	--

【別記1】

現行

種別	名称	位置	級別区分
小学校	静岡市立梅ヶ島小学校	静岡市葵区梅ヶ島1309番地の1	3級
	静岡市立井川小学校	静岡市葵区井川1561番地の3	
	静岡市立水見色小学校	静岡市葵区水見色1040番地の3	1級
	静岡市立大河内小学校	静岡市葵区平野1850番地の3	
	静岡市立玉川小学校	静岡市葵区落合103番地の3	
	静岡市立大川小学校	静岡市葵区日向853番地	
	静岡市立清水宍原小学校	静岡市清水区宍原919番地	
中学校	静岡市立梅ヶ島中学校	静岡市葵区梅ヶ島1309番地の1	3級
	静岡市立井川中学校	静岡市葵区井川1561番地の3	
	静岡市立大河内中学校	静岡市葵区平野1850番地の66	1級
	静岡市立玉川中学校	静岡市葵区落合103番地の3	
	静岡市立大川中学校	静岡市葵区日向876番地	
共同調理場	静岡市立井川学校給食センター	静岡市葵区井川1113番地の2	3級

改正後（案）

へき地学校

種別	名称	位置	級別区分
小学校	静岡市立梅ヶ島小学校	静岡市葵区梅ヶ島1309番地の 1	3 級
	静岡市立井川小学校	静岡市葵区井川1561番地の 3	
	静岡市立大河内小学校	静岡市葵区平野1850番地の 3	1 級
	静岡市立玉川小学校	静岡市葵区落合103番地の 3	
	静岡市立大川小学校	静岡市葵区日向853番地	
	静岡市立清水宋原小学校	静岡市清水区宋原919番地	
中学校	静岡市立梅ヶ島中学校	静岡市葵区梅ヶ島1309番地の 1	3 級
	静岡市立井川中学校	静岡市葵区井川1561番地の 3	
	静岡市立大河内中学校	静岡市葵区平野1850番地の66	1 級
	静岡市立玉川中学校	静岡市葵区落合103番地の 3	
	静岡市立大川中学校	静岡市葵区日向876番地	

共同調理場	静岡市立井川学校給食センター	静岡市葵区井川1113番地の2	3級
-------	----------------	-----------------	----

【別記2】

現行

<u>種別</u>	<u>名称</u>	<u>位置</u>
<u>小学校</u>	<u>静岡市立清沢小学校</u>	<u>静岡市葵区相俣99番地の1</u>

議案第 47 号

静岡市立学校に勤務する教諭等の指導改善研修に関する規則の一部改正について

静岡市立学校に勤務する教諭等の指導改善研修に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 3 月 22 日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 行政機関内部の手続きも、デジタル化を進め、職員の負担軽減や業務の効率化を推進していくことに伴い、押印の見直しを行い、押印を不要とする等の所要の規定について定めるため、静岡市立学校に勤務する教諭等の指導改善研修に関する規則の一部改正をしようとするものである。

静岡市教育委員会規則 号

静岡市立学校に勤務する教諭等の指導改善研修に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月22日

静岡市教育委員会

委員長 赤 堀 文 宣

静岡市立学校に勤務する教諭等の指導改善研修に関する規則の一部改正

第1条 静岡市立学校に勤務する教諭等の指導改善研修に関する規則（平成20年教育委員会規則第14条）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号まで中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新旧対照表 様式（静岡市立学校に勤務する教諭等の指導改善研修に関する規則の一部を改正する規則） 目次

・ 様式第 1 号 改正前 1 ～ 2 頁
改正後 3, 4 頁

・ 様式第 2 号 改正前 5 頁
改正後 6 頁

・ 様式第 3 号 改正前 7 頁
改正後 8 頁

・ 様式第 4 号 改正前 9, 10 頁
改正後 11, 12 頁

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

指導が不適切である教諭等の報告書

（あて先）静岡市教育委員会

所属長



次の者の指導が不適切であると思われるので、実態把握記録簿を添えて報告します。

1 対象教諭等

所 属 校 名

職 名

氏 名

2 報告の理由

3 対象教員の略歴

氏 名 性 別	男・女	所属校名		
生年月日 (年齢)	年 月 日生 (歳)	職 名		
採用 年月日	年 月 日	担任学年又は 担当教科・時数 校務分掌		
略歴（現任所属校を含め、休職歴があれば備考に期間及び病名を記入すること。）				
所 属 校 名 等	期 間	勤続 年数	備 考	
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			

4 添付資料

(1) 実態把握記録簿

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

指導が不適切である教諭等の報告書

（あて先）静岡市教育委員会

所属長

次の者の指導が不適切であると思われるので、実態把握記録簿を添えて報告します。

1 対象教諭等

所 属 校 名

職 名

氏 名

2 報告の理由

3 対象教員の略歴

氏 名 性 別	男・女	所属校名		
生年月日 (年齢)	年 月 日生 (歳)	職 名		
採用 年月日	年 月 日	担任学年又は 担当教科・時数 校務分掌		
略歴（現任所属校を含め、休職歴があれば備考に期間及び病名を記入すること。）				
所 属 校 名 等	期 間	勤続 年数	備 考	
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			

4 添付資料

(1) 実態把握記録簿

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

認 定 等 結 果 通 知 書

学校 様

静岡市教育委員会 

静岡市立学校に勤務する教諭等の指導改善研修に関する規則第5条第2項の規定により、
（次のとおり）指導が不適切であることを認定した（しなかった）ので、通知します。

1 認定の内容

2 認定の理由

（注）この様式中「1 認定の内容」及び「2 認定の理由」の欄の規定は、指導が不適切であることを認定した場合に適用する。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

認 定 等 結 果 通 知 書

学校 様

静岡市教育委員会

静岡市立学校に勤務する教諭等の指導改善研修に関する規則第5条第2項の規定により、
（次のとおり）指導が不適切であることを認定した（しなかった）ので、通知します。

1 認定の内容

2 認定の理由

（注）この様式中「1 認定の内容」及び「2 認定の理由」の欄の規定は、指導が不適切であることを認定した場合に適用する。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

認 定 結 果 通 知 書

学校 様

静岡市教育委員会 

静岡市立学校に勤務する教諭等の指導改善研修に関する規則第6条第2項の規定により、
次のとおり認定したので、通知します。

1 認定の内容

改正後

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

認 定 結 果 通 知 書

学校 様

静岡市教育委員会

静岡市立学校に勤務する教諭等の指導改善研修に関する規則第6条第2項の規定により、
次のとおり認定したので、通知します。

1 認定の内容

様式第4号（第20条関係）

研修実施状況報告書

ふりがな 氏 名	男・女	所属校名	
		職 名	
生年月日	年 月 日（ 歳）	担当教科	
1 指導改善研修の実施期間 2 指導改善研修に関する全体の状況 3 課題別の指導改善研修の状況 （1）学習指導研修 （2）生徒指導研修			

(3) 学級経営研修

(4) その他の研修

4 教員としての熱意、使命感等

5 その他

6 総合所見

年 月 日

静岡市教育センター所長

印

様式第4号（第20条関係）

研修実施状況報告書

ふりがな 氏 名	男・女	所属校名	
		職 名	
生年月日	年 月 日（ 歳）	担当教科	
1 指導改善研修の実施期間 2 指導改善研修に関する全体の状況 3 課題別の指導改善研修の状況 （1）学習指導研修 （2）生徒指導研修			

(3) 学級経営研修

(4) その他の研修

4 教員としての熱意、使命感等

5 その他

6 総合所見

年 月 日

静岡市教育センター所長

議案第48号

静岡市適応指導教室条例施行規則の一部改正について

静岡市適応指導教室条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣
(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 静岡市適応指導教室条例の一部改正に伴い、規則及び施設の名称並びに引用条文を改めるため、規則の一部改正をしようとするものである。

静岡市教育委員会規則第一号

静岡市適応指導教室条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市適応指導教室条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市適応指導教室条例施行規則（平成18年静岡市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市教育支援センター条例施行規則

第1条中「静岡市適応指導教室条例」を「静岡市教育支援センター条例」に改める。

第2条中「第4条」を「第5条」に、「第3条第1号」を「第4条第1号」に改める。

第3条第1項中「第6条」を「第7条」に、「適応指導教室」を「教育支援センター」に、「適応指導教室利用許可申請書」を「教育支援センター利用許可申請書」に改め、同条第2項中「適応指導教室」を「教育支援センター」に、「適応指導教室利用許可書」を「教育支援センター利用許可書」に改める。

第4条中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改める。

様式第1号中「適応指導教室利用許可申請書」を「教育支援センター利用許可申請書」に、「静岡市適応指導教室条例第6条」を「静岡市教育支援センター条例第7条」に、「適応指導教室」を「教育支援センター」に改める。

様式第2号中「適応指導教室利用許可書」を「教育支援センター利用許可書」に、「適応指導教室」を「教育支援センター」に改め、同様式（注）中「静岡市適応指導教室条例」を「静岡市教育支援センター条例」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市適応指導教室条例施行規則（平成18年静岡市教育委員会規則第26号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○静岡市<u>適応指導教室</u>条例施行規則 平成18年 7 月26日 教育委員会規則第26号 改正 平成29年 3 月31日教委規則第22号 平成30年 7 月25日教委規則第17号 令和 3 年 8 月31日教委規則第 5 号 （趣旨） 第1条 この規則は、静岡市<u>適応指導教室</u>条例（平成18年静岡市条例第84号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （開所時間を正午までとする施設） 第2条 条例第4条の教育委員会規則で定める施設は、静岡市ふれあい教室の施設のうち主として条例第3条第1号に規定する相談及び指導を行うために使用する施設以外の施設とする。 （利用の許可の申請等） 第3条 条例第6条の規定により<u>適応指導教室</u>の利用の許可を受けようとする者は、<u>適応指導教室</u>利用許可申請書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。	○静岡市<u>教育支援センター</u>条例施行規則 平成18年 7 月26日 教育委員会規則第26号 改正 平成29年 3 月31日教委規則第22号 平成30年 7 月25日教委規則第17号 令和 3 年 8 月31日教委規則第 5 号 （趣旨） 第1条 この規則は、静岡市<u>教育支援センター</u>条例（平成18年静岡市条例第84号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （開所時間を正午までとする施設） 第2条 条例第5条の教育委員会規則で定める施設は、静岡市ふれあい教室の施設のうち主として条例第4条第1号に規定する相談及び指導を行うために使用する施設以外の施設とする。 （利用の許可の申請等） 第3条 条例第7条の規定により<u>教育支援センター</u>の利用の許可を受けようとする者は、<u>教育支援センター</u>利用許可申請書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、適応指導教室の利用を許可したときは、適応指導教室利用許可書（様式第2号）を交付する。

（平29教委規則22・一部改正）

（雑則）

第4条 この規則に定めるもののほか、適応指導教室の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日教委規則第22号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が、同項の規定により在職する間は、この規則による改正後の第1条から第34条までに規定する規則（以下「新関係規則」という。）の規定は適用せず、改正前の第1条から第34条までに規定する規則（以下「旧関係規則」という。）の規定はなおその効力を有する。

3 新関係規則の規定が適用される前に、旧関係規則の規定によりなされた手続その他の行為で、新関係規則の規定の適用日以降において静岡市教育長が管理し、及び執行することとなる事務に係るもの

2 教育長は、教育支援センターの利用を許可したときは、教育支援センター利用許可書（様式第2号）を交付する。

（平29教委規則22・一部改正）

（雑則）

第4条 この規則に定めるもののほか、教育支援センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日教委規則第22号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が、同項の規定により在職する間は、この規則による改正後の第1条から第34条までに規定する規則（以下「新関係規則」という。）の規定は適用せず、改正前の第1条から第34条までに規定する規則（以下「旧関係規則」という。）の規定はなおその効力を有する。

3 新関係規則の規定が適用される前に、旧関係規則の規定によりなされた手続その他の行為で、新関係規則の規定の適用日以降において静岡市教育長が管理し、及び執行することとなる事務に係るもの

は、同規定の適用日以降においては、同規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成30年 7 月25日教委規則第17号）

この規則は、平成30年 8 月29日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月31日教委規則第 5 号）

この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係） 別記 1（改正前）のとおり

様式第 2 号（第 3 条関係） 別記 2（改正前）のとおり

は、同規定の適用日以降においては、同規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成30年 7 月25日教委規則第17号）

この規則は、平成30年 8 月29日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月31日教委規則第 5 号）

この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 月 日教委規則第 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係） 別記 1（改正後）のとおり

様式第 2 号（第 3 条関係） 別記 2（改正後）のとおり

様式第1号(第3条関係)

適応指導教室利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市教育長

静岡市適応指導教室条例第6条の規定により適応指導教室を利用したいので、次のとおり申請します。

利 用 場 所	ふれあい教室 ・ かがやく教室 ・ はばたく教室			
申 請 者 (利 用 者)	ふりがな		性別	男 ・ 女
	氏 名			
	生年月日	年 月 日		
	住 所			
保 護 者	ふりがな		続柄	
	氏 名			
	住 所			
	電 話			

(注) 選択事項は、該当する事項に○印を付してください。

様式第1号(第3条関係)

教育支援センター利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市教育長

静岡市教育支援センター条例第7条の規定により教育支援センターを利用したいので、次のとおり申請します。

利 用 場 所	ふれあい教室 ・ かがやく教室 ・ はばたく教室			
申 請 者 (利 用 者)	ふりがな		性別	男 ・ 女
	氏 名			
	生年月日	年 月 日		
	住 所			
保 護 者	ふりがな		続柄	
	氏 名			
	住 所			
	電 話			

(注) 選択事項は、該当する事項に○印を付してください。

様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市教育長 氏 名 印

適応指導教室利用許可書

年 月 日付けで申請のあった適応指導教室の利用については、次のとおり許可
します。

利 用 場 所		
申 請 者 (利 用 者)	ふりがな	
	氏 名	
保 護 者	ふりがな	
	氏 名	

(注) 静岡市適応指導教室条例及び職員の指示事項を守ってください。

様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市教育長 氏 名 印

教育支援センター利用許可書

年 月 日付けで申請のあった教育支援センターの利用については、次のとおり許可します。

利 用 場 所		
申 請 者 (利 用 者)	ふりがな	
	氏 名	
保 護 者	ふりがな	
	氏 名	

(注) 静岡市教育支援センター条例及び職員の指示事項を守ってください。

審査議案	第 号	静岡市例規集 3 巻6183頁
------	-----	-----------------

例規概要説明書（教育局児童生徒支援課）

1 例規の名称	静岡市適応指導教室条例施行規則
2 制定改廃の別	☐ 制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止
3 制定改廃の理由	静岡市適応指導教室条例の一部改正に伴い、規則及び施設の名称並びに引用条文に変更が生じるため、所要の改正を行う。
4 施行期日	令和6年4月1日
5 制定改廃の概要	（1）条例及び施設の名称変更並びに条番号変更に伴い、規則及び各条文の施設名及び引用条文を改める。 （題名、第1条、第2条、第3条、第4条関係） （2）条例及び施設の名称変更並びに条番号変更に伴い、各様式の施設名及び引用条文を改める。 （様式第1号、様式第2号関係）
6 法的な検討事項	
7 関係する法令・条例等	静岡市適応指導教室条例（静岡市教育支援センター条例に題名変更予定）
8 予算措置等特記事項	平成6年度当初予算にて要求済み【教育相談事務経費（経常119,444千円）（政策1,007千円）】

議案第51号

**静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則第7条第4項及び
静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則第8条第4項
の規定における教育委員会の定めについて**

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則第7条第4項及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則第8条第4項の規定により次のように定める。

令和6年3月22日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 令和5年6月1日及び令和5年12月1日の基準日に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当において、静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則別表第3及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則別表第4に掲げる職員のうち、加算割合が100分の10及び100分の5とされる者で、年齢60年に達した日以後における最初の3月31日の翌日の前3年の間にあるものに対する同表の規定の適用については、同表中「100分の10」とあるのは「100分の15」と、「100分の5」とあるのは「100分の10」と読み替えて適用したものとする。
- 2 提案理由 令和5年度の期末勤勉手当基礎額に係る一部の加算割合について、他の職員との権衡上必要があると認められるため。

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第28号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則 （期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員及び加算割合） 第7条 略 2 略 3 別表第3に掲げる職員のうち、加算割合が100分の10及び100分の5とされる者で、<u>静岡市職員の定年等に関する条例（平成15年静岡市条例第29号）第2条に規定する定年退職日の3年前に該当する日の翌日以後の期間に達した</u>ものに対する同表の規定の適用については、同表中「100分の10」とあるのは「100分の15」と、「100分の5」とあるのは「100分の10」と読み替えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、教育委員会が他の職員との権衡上必要があると認めるときは、別に定めるところにより加算することができる。	○静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則 （期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員及び加算割合） 第7条 略 2 略 3 別表第3に掲げる職員のうち、加算割合が100分の10及び100分の5とされる者で、<u>年齢60年に達した日以後における最初の3月31日の翌日の前3年の間にある</u> _____ものに対する同表の規定の適用については、同表中「100分の10」とあるのは「100分の15」と、「100分の5」とあるのは「100分の10」と読み替えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、教育委員会が他の職員との権衡上必要があると認めるときは、別に定めるところにより加算することができる。

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則（平成29年静岡市教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則 （期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員及び加算割合） 第8条 略 2 略 3 別表第4に掲げる職員のうち、加算割合が100分の10及び100分の5とされる者で、<u>静岡市職員の定年等に関する条例（平成15年静岡市条例第29号）第2条に規定する定年退職日の3年前に相当する日の翌日以後の期間に達した</u>ものに対する同表の規定の適用については、同表中「100分の10」とあるのは「100分の15」と、「100分の5」とあるのは「100分の10」と読み替えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、教育委員会が他の職員との権衡上必要があると認めるときは、別に定めるところにより加算することができる。	○静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則 （期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員及び加算割合） 第8条 略 2 略 3 別表第4に掲げる職員のうち、加算割合が100分の10及び100分の5とされる者で、<u>年齢60年に達した日以後における最初の3月31日の翌日の前3年の間にある</u>ものに対する同表の規定の適用については、同表中「100分の10」とあるのは「100分の15」と、「100分の5」とあるのは「100分の10」と読み替えるものとする。 4 <u>第1項及び第2項の規定にかかわらず、教育委員会が他の職員との権衡上必要があると認めるときは、別に定めるところにより加算することができる。</u>

報告第15号

令和6年度静岡市立の高等学校における入学者選抜の結果について

令和6年度静岡市立の高等学校入学者選抜の結果について、次のとおり報告する。

令和6年3月22日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 報告理由 令和6年度静岡市立の高等学校の入学者選抜については、「静岡市立の高等学校入学者選抜実施要領」に基づき実施したので、その結果について報告する。

令和6年度静岡市立の高等学校における入学者選抜について

1 日程

選抜の種類	募集期間	検査日程	合格発表
一般選抜 特別選抜	令和6年2月19日～21日正午まで 志願変更：2月27日～28日正午まで	3月5日 3月6日	3月14日
再募集	令和6年3月18日～19日午後2時まで	3月21日	3月25日

一般選抜

学校裁量枠 各学校独自の選抜方法により合格者を決定。
 共通枠 調査書・面接・学力検査の3つの選抜資料を用い、3段階の選抜手順により合格者を決定。

特別選抜

静岡市立高等学校及び清水桜が丘高等学校の普通科では、特別選抜として海外帰国生徒選抜を実施。

海外帰国生徒選抜は次の①、②の両方に該当する生徒を対象とする。

- ① 日本国籍を有し、継続して1年を超える期間、保護者と共に海外に居住していたか、又は居住している者
- ② 令和3年4月以降に帰国したか、又は令和6年3月までに帰国を予定している者

再募集

一般選抜及び特別選抜の結果、合格者数が募集定員に満たない場合は実施する。

2 募集定員

《全日制の課程》

学校名	学科名	学級数	募集定員
静岡市立高等学校	普通科	7	280人
	科学探究科	1	40人
清水桜が丘高等学校	普通科	3	120人
	商業科	3	120人

3 学校裁量枠

学校名	科名	段階	選抜において重視する観点	選抜割合	選抜対象	選抜方法の概要
			審査項目			
静岡市立	普通	I	体育的活動 野球（男）、テニス、陸上競技、剣道、バレーボール（男）、バスケットボール（男）、サッカー（男）、体操における実績、適性、活動意欲	8%程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計及び学力検査の結果が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。
	科学探究	I	学科への適性 中学校における科学的・数学的な活動実績（課題研究等）及び科学的・数学的な見方に対する関心、活動意欲	10%程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計及び学力検査の結果が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録・特記事項及び作文の結果に優れた者を合格者とする。
静岡市立 清水桜が丘	普通	I	文化的・体育的活動 野球（男）、サッカー（男）、陸上競技、ハンドボール、バレーボール、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	15%程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。
			中学校における学習 9教科の学習成績	30%程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。
	商業	I	文化的・体育的活動 野球（男）、サッカー（男）、陸上競技、ハンドボール、バレーボール、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	35%程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。
			中学校における学習 9教科の学習成績	15%程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。

4 令和5年度静岡市立の高等学校入学者選抜の結果一覧

(1) 一般選抜・特別選抜(海外帰国生徒選抜)

学校名	学科	募集 定員	志願者 数	志願 倍率	選抜段 階等	選抜 割合	定員	受検 者数	合格 者数	総合格 者数
静岡市立 高等学校	普通	280	283	1.01 昨年 (1.29)	海外帰 国生徒		若干名	0	0	280 男157 女123
					学校裁 量枠	8%	23	48	24	
					共通枠				256	
	科学 探究	40	25	0.63 昨年 (0.93)	学校裁 量枠	10%	4	5	1	24 男 13 女 11
					共通枠				23	
清水桜が丘 高等学校	普通	120	125	1.04 昨年 (1.23)	海外帰 国生徒		若干名	0	0	122 男 60 女 62
					学校裁 量枠Ⅰ	15%	18	28	18	
					学校裁 量枠Ⅱ	30%	36	86	41	
					共通枠				63	
	商業	120	100	0.83 昨年 (1.10)	学校裁 量枠Ⅰ	35%	42	40	38	100 男 55 女 45
					学校裁 量枠Ⅱ	15%	18	50	24	
					共通枠				38	

※県内公立高等学校全日制の平均志願倍率は1.06倍（令和5年度1.04倍）

(2) 再募集（3/18-19 願書受付、3/21 面接等の実施、3/25 合格発表）

学校名	学科	募集 定員	志願者 数	志願 倍率	選抜段 階等	選抜 割合	定員	受検 者数	合格 者数
静岡市立 高等学校	科探	16							
清水桜が丘 高等学校	商業	20							